

要介護認定等に係る資料提供の手続き (介護保険事業者向け)

介護サービス計画等の作成に必要な場合、介護保険事業者は、要介護認定等に係る資料(認定調査票及び主治医意見書)の提供を受けることができます。

窓口交付における事前依頼の手続きについて、令和7年2月15日から、新しいオンライン申請システム(スマート申請)のご利用をお願いします。

<問い合わせ先>

船橋市 介護保険課 認定審査係 資料提供担当

TEL.047-436-2302

窓口交付の場合

【1】オンラインで申請をする



左の二次元バーコードを読み込み、

「要介護認定等に係る資料提供の手続き(介護保険事業者向け)」のページから申請してください。

申請入力方法については、

別紙「要介護認定等に係る資料提供の事前依頼(介護保険事業者向け)【スマート申請】」をご参照ください。

【2】「資料提供可能のお知らせ」メールを確認する

オンライン申請内容に不備等ない場合は、翌開庁日 16 時まで、

「船橋市 要介護認定等に係る資料提供の事前依頼(介護保険事業者向け) 資料提供可能のお知らせ」のメールが届きます。

【3】窓口に来庁し、資料を受け取る

コピー代として、1面につき 10 円が必要となります。現金をお持ちください。

必要書類:

①「要介護認定等資料提供申出書(本人同意による提供)」

②本人との契約関係がわかる書類(写し可)

契約書が「居宅介護支援等」の契約であることを示す箇所(「契約の目的」箇所) 及び事業所と被保険者の署名箇所 が確認できるもの。

③資料を受け取る方の当該事業所に属することが確認できる証(原本)

以下の(ア)または(イ)+(ウ)

1 点で確認可能なもの	(ア) 事業所が発行する従業員証(名刺不可)
2 点で確認可能なもの	(イ) 事業所に属することが確認できるもの(名刺など)
	(ウ) 身分証明書(介護支援専門員証・運転免許証など)

交付日時:

「資料提供可能のお知らせ」のメールが届いた日から1か月

※緊急にサービス利用を開始するなどの事情がある場合は、上記問い合わせ先までご相談ください

交付窓口:

介護保険課(市役所本庁舎 3 階) ※月曜から金曜までの午前 9 時から午後 5 時まで(祝休日・年末年始を除く)

郵送交付の場合

以下のものを全て郵送してください。事前のオンライン申請や電話連絡は不要です。

必要書類：

①「要介護認定等資料提供申出書(本人同意による提供)」

②本人との契約関係がわかる書類(契約書)の写し

契約書が「居宅介護支援等」の契約であることを示す箇所(「契約の目的」箇所) 及び
事業所と被保険者の署名箇所 が確認できるもの。

③当該事業所に属することが確認できる証の写し

以下の(ア)または(イ)+(ウ)の写し

1点で確認可能なもの	(ア) 事業所が発行する従業員証(名刺不可)
2点で確認可能なもの	(イ) 事業所に属することが確認できるもの(名刺など) (ウ) 身分証明書(介護支援専門員証・運転免許証など)

④返信用封筒

切手を貼り(定型封筒の場合は110円、定形外封筒の場合は140円)、宛先を記入したもの。

※件数が多い場合(目安として5件以上)は、角2封筒をご使用ください

⑤定額小為替

定額小為替は、郵便局またはゆうちょ銀行で購入できます。

以下の資料種別・件数に合わせて必要な金額分の定額小為替を同封してください。

認定調査票及び主治医意見書一式	1件:200円、2件:300円、3件:400円
認定調査票のみ	(以降、1件追加ごとに100円増)
主治医意見書のみ	1~2件:50円、3~4件:100円、5~6件:150円
	(以降、2件追加ごとに50円増)

※コピー代(1面10円)と郵送に係る費用に充当し、お釣りが発生した場合は切手でお返しします

※金額が不足した場合は、追加でお送りいただくことがありますのでご了承ください

送付先：

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

船橋市役所 介護保険課 認定審査係 資料提供担当 あて

Q&A

Q1:コピー代を切手で支払うことができますか。

A1:切手では支払えません。窓口で資料を受け取る場合は現金で、郵送の場合は定額小為替をお願いします。

Q2:65歳未満で生活保護を受給している方の資料の提供を受けることができますか。

A2:船橋市役所生活支援課から資料の提供を受けてくださいますようお願いいたします。

Q3:要支援1・2の方の資料の提供を受けることができますか。

A3:原則として、委託元の地域包括支援センターへご相談くださいますようお願いいたします。

Q4:転入時に他市区町村の認定を継続した方の資料の提供を受けることができますか。

A4:船橋市には提供できる資料がありませんので、転入前の市区町村へお問い合わせください。